

国民医療の結節点としての 医薬品卸の機能を高める

(社)日本医薬品卸業連合会 会長

別所芳樹



大変お忙しい日々をお過ごしの中、本セミナーにご参集いただき、誠にありがとうございます。皆さんの逞しいお顔と向学心に燃えた眼を拝見していますと、医薬品卸業の将来に明るいものを感じ、大変うれしく思っているところです。折角の機会ですので、流通改善を中心に最近の卸連合会の動きについてご紹介します。

昨年末に開催された中医協において、業界の意見陳述が行われました。私も業界を代表して出席し、流通の現状や卸連合会が懸命に取り組んでいることについて説明しました。その時、中医協委員から流通に関して様々な質問がありました。流通問題に対する関心が高まっていることを、大変うれしく思うと同時に、その責任の重さを感じた次第です。新型インフルエンザのパンデミック時や東日本大震災で、皆さんに立派に役割を果たしていただいたことが、こういう流れにつながったのではないかと感謝申し上げます。

ただ、支払側の白川先生から、「薬価は公定価格

であり、中医協で単価を決めているが、それを無視したような取引が行われていることは、法治国家として情けない実態であると強く申し上げたい」という大変厳しい指摘がありました。医薬品卸も含めた流通にかかわる当事者に対し、薬価制度の本来の趣旨をもう一度よく考え、そして緊急提言の内容を実現して流通改善を行っていくことが強く求められることを再認識させられました。流通改善は、もはや待ったなしの状況にあります。

その後、3月23日に流通改善懇談会が行われました。その場で卸側委員から、流通改善に対する強い決意と、日本保険薬局協会との合意内容について紹介させていただきました。その内容は皆さんご承知のとおり、単品単価契約を行うというものです。その過程で、場合によってはカテゴリー別価格交渉から入る、契約期間を最長6か月に決める、あるいは取引条件についての覚書を交わして取引を行っていく、というものです。皆さんにはすでに取り組んでいただいているところですが、

流改懇の委員からは、いままでにない具体的な内容であると評価をいただきました。また、今後問題があれば、ワーキングチームをつくって一つひとつ問題を解決していきたい、厚労省もその労を惜しまないという話もありました。卸連合会としては積極的にワーキングチームに参加していきたいと思っています。

こういった流れを受け、3月末に卸連合会の会長声明を出し、流通改善に対する不退転の決意を内外に示しました。その会長声明を持って4月～5月に病院関係7団体を訪問し、流通改善へのお願いと卸が取り組んでいることを説明しました。実は2年前の薬価改定時にも訪問していますが、そのときのことも含め、3つのことを強く感じました。

1つは、2年前とは雰囲気はかなり違うことです。2年前は、「早く妥結してもご褒美があるわけでもなければ、遅れたからといってペナルティもない。こんなことでは未妥結・仮納入の問題はなかなか解決しない」というような発言もありましたが、今回は7団体のどこからもそのような話はありませんでした。「病院団体本部としては、流通改善の必要性を十分に認識しているが、傘下病院は厳しい経営状況にある。流通改善の推進には卸の皆さんとともに頑張っていきたい」という話がありました。これも厚労省経済課にかなり真剣に取り組んでいただいた結果だと実感した次第です。

2つめは、日本保険薬局協会との取り組みについても説明しましたが、期間を明確に区切り、カテゴリ別価格交渉の提案など、非常に具体的にってきていると好意的な評価をいただきました。

それから3つめは、様々な病院団体から、「我々は、日本保険薬局協会と卸連との合意事項が本当に実践されるかをしっかり見えています。そのとおりに進むのであれば、私どもの団体もしっかり取り組んでいかなるを得ないでしょう」という話もありました。その意味で、やはり日本保険薬局協会との合意事項を実効性のあるものにし、成果を挙げていくことが、いま私たちに課せられた一番大きな課題であると思っています。

こういった流れの中で、6月20日に日本保険薬局協会とのワーキングチームの第1回目の会合が開かれ、日本保険薬局協会では傘下の会員に対して十分にその趣旨を徹底していくという話がありました。8月には第2回目が開かれるだろうと思います。今後は、例えばメーカーとのワーキングチームも開かれていくでしょう。

流通改善は今回が正念場であり、最大のチャンスです。同時に、私は最終のチャンスだと考えています。皆さんもぜひ、流通改善にご注力いただき、そのリーダー役を担っていただきたいとお願い申し上げます。

さて、今回のセミナーは、「医療連携と医薬品卸の役割」をテーマにしました。薬価改定と同時に実施された診療報酬改定は原則2年に一度、介護報酬改定は原則3年に一度で、6年ぶりに同時に改定されたわけです。これは2025年の社会保障と税の一体改革の第一歩に位置づけられています。今回の改定の重要事項は、医療機能の分担、連携、それから在宅医療の充実であると思います。そこで今年の講演会のテーマは、在宅医療、在宅介護を中心に地域医療を推進するための機能分担と連携のあり方を探っていくことにしました。

医薬品卸には地域医療の基盤を支えていくことが求められています。医薬品卸は地域において行政や医師会、薬剤師会、看護協会と連携し、今後、コーディネーター役をしっかりと果たし、患者さん、ひいては国民のためにその機能を発揮していかなければならないと考えています。国民医療の結節点としての医薬品卸の機能を高めることができればと思っています。

今回のセミナーでは、厚労省の鎌田経済課長に基調講演をいただき、その後、東京都医師会の野中会長、日本薬剤師会の木村常務理事、日本看護協会の齋藤常任理事にご講演いただきます。大変有意義なお話を聞かせていただけると私も期待しているところです。皆さんもどうかしっかりと勉強していただき、会社に帰られて事業の運営や会社経営に活かしていただきたいと願っています。